

東北医科薬科大学大学院の学則の変更について（届出）

令和 3 年 10 月 26 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 東北医科薬科大学

理 事 長 高 柳 元 明

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第 2 条の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。

記

- ・ 学生の休学中の在籍料の設定に係る学則変更

変更の事由及び時期を記載した書類

令和3年10月26日

1. 変更の事由

大学院において、学生の休学中の在籍料徴収について新たに規定するため。

2. 変更の時期

令和4年4月1日

新旧対照表

○東北医科薬科大学大学院学則

新	旧
<p>東北医科薬科大学大学院学則 昭和37年4月1日制定</p> <p>改正 <u>令和3年10月21日</u></p> <p>第5章 入学、再入学、進学、編入学、転入学、退学、除籍、復籍 (入学手続)</p> <p>第30条 入学、再入学、編入学、転入学試験に合格した者は、指定の期日までに保証人を定め、<u>誓約書、保証書及び所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。</u> <u>(削除)</u> (休学)</p> <p>第32条 休学しようとする者は、事由を詳記して保証人連署の願書を提出してその許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。 2 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。 <u>3 休学の期間は、休学を許可された日から、原則として、当該学期末又は当該年度末までとする。</u> (除籍)</p> <p>第35条 次の各号に該当するときは、除籍する。 (1) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者 (2) 第5条各項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了できない者 (3) 授業料<u>又は</u><u>在籍料</u>の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者 (復籍)</p> <p>第36条 前条第3号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学長が許可することがある。 第6章 入学検定料、入学金、授業料、<u>在籍料</u> (授業料)</p>	<p>東北医科薬科大学大学院学則 昭和37年4月1日制定</p> <p>第5章 入学、再入学、進学、編入学、転入学、退学、除籍、復籍 (入学手続)</p> <p>第30条 入学、再入学、編入学、転入学試験に合格した者は、指定の期日までに保証人を定め、<u>学則及びその他の諸規則を固く守ることを誓約しなければならない。</u> <u>2 前項の誓約等については別に定める。</u> (休学)</p> <p>第32条 休学しようとする者は、事由を詳記して保証人連署の願書を提出してその許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。 2 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。 <u>(新設)</u> (除籍)</p> <p>第35条 次の各号に該当するときは、除籍する。 (1) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者 (2) 第5条各項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了できない者 (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者 (復籍)</p> <p>第36条 前条第3号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学長が許可することがある。 第6章 入学検定料、入学金、授業料 (授業料)</p>

新	旧
<p>第39条 授業料は、<u>別表第4</u>に定め、次の2期に分けて徴収する。</p> <p>第1期 4月1日から5月31日まで</p> <p>第2期 10月1日から11月30日まで</p> <p>2 <u>休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期の授業料は免除する。ただし、別表第4に定める在籍料を納入しなければならない。</u> (納付金の返付)</p> <p>第40条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、返付しない。</p> <p><u>附 則 (令和3年10月21日改正)</u></p> <p>1 <u>この学則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第39条第2項の規定は、令和4年3月31日現在の在籍者にも適用する。</u></p> <p><u>別表第4</u></p>	<p>第39条 授業料は、<u>別表第4</u>に定め、次の2期に分けて徴収する。</p> <p>第1期 4月1日から5月31日まで</p> <p>第2期 10月1日から11月30日まで</p> <p>2 <u>授業料は、休学者も納付しなければならない。ただし、事由を付して保証人連署の願書を提出した場合には、詮議の上一部を免除することがある。</u> (納付金の返付)</p> <p>第40条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、<u>いかなる理由があっても</u>返付しない。</p> <p><u>別表第4</u></p>

新

別表第4

納付金一覧表

	前期課程	後期課程 薬学履修課程	科目等履修生	研究員
入学検定料	35,000円	35,000円		
入 学 金	200,000円 (100,000円)	200,000円 (100,000円)	10,000円	200,000円 (100,000円)
授 業 料	400,000円 (200,000円)	400,000円 (200,000円)	1 単位当 20,000円	830,000円
<u>休学者在籍料</u>	<u>60,000円</u> <u>(半期)</u>	<u>60,000円</u> <u>(半期)</u>		

※備考

- 1 入学金についての（ ）内は、本学卒業者の納付額とする。ただし、後期課程、薬学履修課程及び大学院研究員の入学金については、本学大学院前期課程修了者は免除する。
- 2 授業料の（ ）内は、本学職員が社会人入学したときの納付額とする。ただし、減免申請があった場合に限る。

旧

別表第4

納付金一覧表

	前期課程	後期課程 <u>薬学履修課程</u>	科目等履修生	研究員
入学検定料	35,000円	35,000円		
入 学 金	200,000円 (100,000円)	200,000円 (100,000円)	10,000円	200,000円 (100,000円)
授 業 料	400,000円 (200,000円)	400,000円 (200,000円)	1 単位当 20,000円	830,000円

※備考

- 1 入学金についての（ ）内は、本学卒業者の納付額とする。ただし、後期課程、薬学履修課程及び大学院研究員の入学金については、本学大学院前期課程修了者は免除する。
- 2 授業料の（ ）内は、本学職員が社会人入学したときの納付額とする。ただし、減免申請があった場合に限る。